

事業主の皆さまへ 健診結果が「要治療」「要精密検査」の方に 早期受診のお声がけをお願いします

健診結果の「要治療」「要精密検査」を、そのまま放置すると・・・



自覚症状がないからと「高血圧」「高血糖」「脂質異常」などを放置すると



脳卒中



心筋梗塞



透析

などの病気を引き起こす可能性があります。

協会けんぽが実施する受診勧奨について

早期に医療機関へ受診いただくためのご案内をお送りしています。
事業主様におかれましては、従業員様へ受診案内の周知をお願いいたします。



- ◎送付対象者
- ①以下の基準のいずれかひとつでも該当する方。
 - ②健診受診月の前月から4カ月以内に医療機関を受診していない方。

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

送付対象者のうち、より重症域の方には受診状況等を再度確認させていただく場合があります。

マイナ保険証
使ってみませんか？

マイナ保険証の 4つのメリット!!

- ★データに基づくより良い医療が受けられる
- ★手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
- ★マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- ★医療現場で働く人の負担を軽減できる



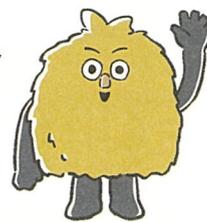
従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証等の速やかな回収と届出をお願いします。

群馬支部移転のお知らせ

協会けんぽ群馬支部は令和7年7月22日(火)に移転いたします。

新住所 前橋市古市町1-50-22 JOMOスクエア4階

連絡先 電話番号が変更となる予定です。
決定次第改めてお知らせします。



※現所在地での最終営業日は、令和7年7月18日(金)です。ご提出時はお気を付けてください。

⚠️ 領収書・証明書等原本は返却できません ⚠️

協会けんぽで受付した申請書及び添付書類(領収書や証明書等)は、すべて協会けんぽの所有情報となることから、**手続き完了後は返却することができません**。従業員様が協会けんぽへ申請される際はご注意ください。周知をお願いいたします。

ご注意ください! 申請書(例)



①

療養費(治療用装具)

お住まいの市町村の子ども医療費の助成を受けるために領収書等が必要となる場合があります。あらかじめお住まいの市町村の担当部署へお手続きのご確認をお願いします。

②

出産育児一時金

海外出産に係る申請の際は、医師の証明や公的機関の書類等、出生が確認できる証明書の添付が必要です。他の機関への申請等、原本が必要となるかどうか、あらかじめご確認をお願いします。

申請書の提出は郵送でお願いします。

